

## 「一般名処方」の取り組みについて

### 「一般名処方」とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分名」を処方せんに記載することです。

そうすることで、供給不足のお薬があっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択できて、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

現在、一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。

当診療所では、患者様へ適切に医薬品を提供するために、処方せんには、医薬品の「商品名」ではなく、有効成分をもとにした「一般名処方」を実施しています。

お薬について、ご不明やご心配なことがありましたら、お気軽に医師にご相談ください。

社会福祉法人天竜厚生会  
天竜厚生会診療所